

南消防署東林分署の仮設庁舎での運用開始について

増加する救急需要への対応として新たに救急隊を配置するとともに、施設の老朽化に対応するため、南消防署東林分署の建替えを進めています。

この度、消防分署の機能を次のとおり仮設庁舎に移し、運用を開始しますので、お知らせします。

1 仮設庁舎での運用期間

令和 8 年 9 月 1 6 日（水）から令和 1 0 年 3 月頃（予定）まで

2 仮設庁舎の所在地

南区相南 2 丁目 2 番 1 7 - 1 号（東林公民館・東林まちづくりセンター第 2 駐車場内）



3 その他

(1) 災害対応や自主防災訓練等の申請など、業務内容に変更はありません。

(2) 東林分署の電話番号やファックス番号に変更はありません。

問合せ先

消防局 消防部 消防施設課

電話(直通) 042-751-9107